

交通安全啓発用資機材貸出要綱

(目的)

第1 この要綱は、愛知県内における学校、地域及び企業等が、交通安全について学び、交通事故防止の徹底を図るため、愛知県防災安全局県民安全課及び県民事務所等が保有する交通安全啓発用資機材（以下「資機材」という）の貸出について必要な事項を定める。

(資機材)

第2 資機材は、別に定める。また、資機材の貸出は無償とする。

(貸出実施主体)

第3 資機材の貸出に関する事務は、県民安全課及び各県民事務所等防災安全課（県民防災安全課）、（以下「貸出者」という）が行う。

(貸出対象)

第4 資機材の貸出対象者、団体等（以下「借用者」という）は、次のとおりとする。

- (1) 市町村
- (2) 交通関係団体
- (3) 企業・事業所
- (4) その他、貸出者が適当と認めた借用者

(貸出の制限)

第5 資機材の貸出が以下に該当する場合は、貸出を許可しない。また、資機材を貸出の許可をした目的以外に使用してはいけない。

- (1) 嘗利を目的とする行為に使用する場合（有料のイベントや講習会等）
- (2) 資機材を他者に転貸する場合

(貸出期間及び数量)

第6 貸出期間及び数量については、次のとおりとする。

- (1) 資機材の貸出期間は、原則2週間以内とする。
- (2) 資機材の貸出数量は、交通安全DVDは3本までとし、その他資機材については必要最小限の数量とする。

(貸出し及び返却方法)

第7 貸出し及び返却方法については、次のとおりとする。

- (1) 貸出し及び返却は、貸出者の所在地で行う。
- (2) 資機材の紛失又は損傷防止のため、郵送での貸出し及び返却は不可とする。

(利用の手続き)

第8 借用者は、次により利用申込みの手続きを行う。

- (1) 電話等により、事前の予約申込みを行う。

- (2) 借用者は資機材貸出時に、貸出者に申請書を提出する。交通安全DVDについては、
様式第1号「交通安全DVD借用申込書」、その他資機材については、様式第2号「啓
発用資機材借用申請書」を提出する。
- (3) 借用者は、資機材を借りる際に、身分証明書、運転免許証、健康保険証、パス
ポート等身分を証明する証を提示し、確認を受けるものとする。

(借用者の義務)

第9 借用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 資機材の使用・保管にあたっては、善良な管理者としての注意義務を果たすこと。
- (2) 貸出を受けている期間中に紛失又は、損傷を生じた場合には、速やかに貸出者に報
告し、その指示に従うこと。

(借用者の負担)

第10 借用者は、次のものを負担しなければならない。

- (1) 資機材の紛失又は、損傷した場合の現状回復費用
- (2) 資機材の使用中の事故等により生じた損害賠償等一切の費用

(借用報告書等)

第11 交通安全DVD借用者は報告書の提出は必要ないが、その他資機材の借用者は、様
式第3号「啓発用資機材使用報告書」を、資機材の返却と同時に提出しなければなら
ない。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月1日から施行する。